

鳥取縣公報

昭和二十五年九月二日
號 外 土曜日

條例

鳥取縣條例第五十一號

鳥取縣稅條例を次のように定める

昭和二十五年九月二日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣稅條例

目次

第一章 總則

第一節 通則(第一條—第六條)

第二節 賦課徵收(第七條—第二十二條)

第二章 普通稅

第一節 入場稅(第二十二條—第四十二條)

第二節 遊興飲食稅(第四十三條—第五十五條)

第三節 自動車稅(第五十六條—第六十四條)

第四節 鑛區稅(第六十五條—第七十條)

第五節 漁業權稅(第七十一條—第七十七條)

第六節 狩獵者稅(第七十八條—第八十四條)

第三章 昭和二十五年に於いて課する事業稅及び特別

所得稅

第一節 事業稅(第八十五條—第九十七條)

第二節 特別所得稅(第九十八條—第一百五條)

附則

00092

第一章 總 則
第一節 通 則

(課税の根據)

第一條 縣税の税目、課税客体、課税標準、税率その他の賦課徴収については法令その他別に定めがあるもの外、この條例の定めるところによる。

(用語並びに様式)

第二條 この條例において、左の各號に掲げる用語の意義は、當該各號に定めるところによる。

一 徴税吏員 知事又はその委任を受けた縣吏員をいう。

二 徴收金 縣税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納處分費をいう。

三 納付書 納税者が徴收金を納付するために用いる文書で、縣が作成するものに納税者の住所及び氏名又は名稱並びにその納付すべき徴收金額その他納付について必要な事項を記載したものをいい、その様式は別記様式第一號の通りとする。

四 納入書 特別徴收義務者が徴收金を納入するために用いる文書で、縣が作成するものに特別徴收義務者の住所及び氏名又は名稱並びにその納入すべき

徴收金額、その他納入について必要な事項を記載したものをいい、その様式は別記様式第二號の通りとする。

五 徴税令書 納税者が納付すべき縣税を告知するため用いる文書で、縣が作成するものに賦課の根據となつた法律及び條例の規定、納税者の住所及び氏名又は名稱、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に違法又は錯誤があつた場合における救済の方法等を記載したものをいい、その様式は別記様式第三號の通りとする。

六 納額告知書 地方税法(以下法という)及びこの條例の規定により科せられた過料その他収入金の額及びその納付期限等をその者に對し告知するため縣が作成する文書をいい、その様式は別記様式第四號の通りとする。

(縣税として課る税目)

第三條 縣税として課する税目は、左に掲げるものとする。

一 入場税

00093

二 興飲食税

三 自動車税

四 鑛區税

五 漁業權税

六 狩獵者税

2 昭和二十五年度及び昭和二十六年(法人に對する事業税にあつては、昭和二十五年一月一日の屬する事業年度から昭和二十七年一月一日の屬する事業年度の直前の事業年度までの間の事業年度分)に限り、前項各號に掲げる税目の外、普通税として左の各號に掲げる税目を課する。

一 事業税

二 特別所得税

(徴税吏員等の證票)

第四條 徴税吏員は、縣税の賦課徴収に關する調査のため質問し、又は検査を行う場合にあつては、當該徴税吏員の身分を證明する別記様式第五號による證票を、縣税に關する犯則事件の調査を行う場合にあつては、その職務を指定された徴税吏員であることを別記様式第六號による證票を、徴收金に關する財産差押を行う場合にあつては、その命令を受けた徴税吏員であることを證明する別記様式第七號による證票をそれぞれ携

帶しなければならない。

(書類等の提出)

第五條 法又はこの條例によつて知事に提出すべき書類等は、別に知事が定める場合の外、課税地を管轄する縣稅事務所長又は地方事務所長に提出しなければならない。

(條例施行の細目)

第六條 この條例の實施のための手續その他その施行について、必要な事項は知事が別に定める。

第二節 賦 課 徴 收

(課税地)

第七條 徴收金は、課税地において賦課徴収する。

2 前項の課税地は、左に掲げるものとする。

一 普通徴収に係る徴收金にあつては、賦課期日現在における課税客体の所在地。

二 申告納付に係る徴收金にあつては、申告納付すべき日における主たる事務所又は事業所の所在地。

三 申告納入に係る徴收金にあつては、特別徴収すべき縣税に係る催物等の場所の所在地。

3 知事は、前項の規定による課税地を不適當と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、同項の規定にかかわらず、別に課税地を指定するこ

00094

とができる。

(納付又は納入先)

第八條 納税者又は特別徴収義務者が徴収金又は納入金を納付又は納入するときは、納付書、納入書、徴税令書又は納額告知書によつて、縣金庫に拂込まなければならない。

2 前項の拂込は郵便振替貯金の方法により郵便局に拂込むことができる。

3 徴税令書の納期限又は申告納付若しくは申告納入すべき納期限後においては徴税吏員たる出納員は納税者又は特別徴収義務者から徴収金又は納入金を收納することができ。

(二期徴収及び課税もれ等に係る縣税の取扱)

第九條 納期が年二回の縣税の徴税令書に記載すべき各納期の税額は、當該税額を五分した額とする。

2 課税もれに係る縣税又は詐偽その他不正の行爲に因り、免れた縣税については、課税すべき年度の税率によつて、その全額を一時に賦課徴収する。但し、課税もれに係る縣税にして、その税に屬する年度中になお定期の納期が残るときは、正當の年額を各期に分割することとして算定し、既に経過した納期分に相當する不足分のみ一時に賦課徴収する。

(繰上徴収)

第十條 納税者又は特別徴収義務者が、法第十六條第一項各號の一に該當する場合においては、既に納付義務又は納入義務が確定した縣税については、納期に至つて税金又は納入金の徴収を完了することができないと認められるものに限り納期前であつても税金又は納入金の全額の繰上徴収をする。この場合においては、徴税吏員は、別記様式第八號による納期限變更告知書を發しなければならぬ。

(還付又は充當加算金を加算しない場合)

第十一條 納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係る徴収金がある場合において、當該納税者又は特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、過納又は誤納に係る徴収金を未納に係る徴収金に充當する。

2 納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係る徴収金を還付し、又は前項の規定によつて未納に係る徴収金に充當する場合においては、徴税吏員は、當該納税者又は特別徴収義務者に對し、別記様式第九號による過誤納金還付通知書又は別記様式第十號による過誤納金充當通知書を發行しなければならない。

3 納税者又は特別徴収義務者は、前項の過誤納金還付通知書を受理した場合又は既納の徴収金のうちに過納

00095

又は誤納に係るものがあることを發見した場合において、その過納又は誤納に係る徴収金の還付を受けようとするときは、別記様式第十一號による過誤納金還付請求書を知事に提出しなければならない。

(還付又は充當加算金を加算しない場合)

第十二條 納税者又は特別徴収義務者の過納又は誤納に係る徴収金を還付又は充當する場合において法第十八條の規定によつて當該徴収金の額に加算すべき金額は當該徴収金の過納又は誤納であることが納税者又は特別徴収義務者の責に歸すべき事由に因るとき、又はその額が十圓未満であるときはこれを加算しない。

(公示送達)

第十三條 法第二十條の規定による書類の公告は、送達すべき書類の名稱、納税者又は特別徴収義務者の住所、氏名、税目、税額、納期限その他必要な事項を當該縣稅事務所又は地方事務所(以下「縣稅事務所等」といふ)の揭示場に揭示して行ふものとする。

(納稅管理人の申告)

第十四條 納稅義務者又は特別徴収義務者(遊興飲食稅及び狩獵者稅を除く)は、縣内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合においては、課稅地を管轄する縣稅事務所等の管内において、獨立の生計を營む

者のうちから納稅管理人を定め、その必要を生じた日から十日以内に別記様式第十二號による申告書を知事に提出しなければならない。納稅管理人を變更した場合、その他申告をした事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

(納稅管理人に係る不申告に關する過料)

第十五條 納稅義務者又は特別徴収義務者が前條の規定によつて申告すべき納稅管理人について正當な事由がなくして申告をしなかつた場合においてはその者に對し、三萬圓以下の過料を科する。但し、續區稅についてはこの限りでない。

2 前項の過料の額は、その情狀に因り知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限はその發付の日から十日以内とする。

(納期限の延長)

第十六條 納稅者(第二項の納稅者を除く)が右の各號の一に該當する場合においては、當該納稅者の申請によつて三月をこえない限度において縣稅の納期限の延長をすることができ。

一 災害があつた場合において特に必要があるとき。
二 本人又は本人と生計を一にする親族に係る醫療費

の異常の支出があつた事により、縣稅の納付が著しく困難であるとき。

三 前二號に掲げるものの外、特に延長の必要があるとき。

2 入場稅の特別徵收義務者又は申告納付すべき納稅者並びに遊興飲食稅の特別徵收義務者のうち、災害その他特別の事情がある者について、特に必要がある場合においては、當該特別徵收義務者又は納稅者の申請によつて三十日をこえない限度において、入場稅又は遊興飲食稅に係る納期限の延長をすることができる。

3 前二項の申請をする者は、納期限までに左に掲げる事項を記載した申請書に延期を必要とする事實を證明する書類を添付してこれを知事に提出しなければならぬ。

一 申請者の住所、氏名又は名稱

二 納稅延期を求めようとする稅目、期(月)別及び稅額

三 申告納付、概算納付又は修正申告納付の區分

四 延長を必要とする事由

五 延納稅額の納付又は納入方法

六 その他參考となるべき事項

(納稅後)に納付し、又は納入する税金又は納入金に

係る延滞金)

第十七條 納稅者又は特別徵收義務者は、納期限後にその税金を納付し又はその納入金を納入する場合においては、當該稅額又は納入金にその納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間に應じ、當該金額が百圓以上であるときは百圓(百圓未満の端數があるときは、これを切捨てる)について一日四錢の割合を乗じて計算した金額に相當する延滞金を加算して納付書又は徵稅令書によつて納付し又は納入書によつて納入しなければならぬ。但し、延滞金額が十圓未満である場合においては、この限りでない。

(督促)

第十八條 納稅者又は特別徵收義務者が納期限までに徵收金を完納しない場合においては、徵稅吏員は、納期限後二十日以内に別記様式第十三號による督促狀を發しなければならぬ。但し、繰上徵收をする場合においては、これを發しないものとする。

2 前項の督促狀に指定すべき期限はその發付の日から十日以内とする。

(督促手数料)

第十九條 督促手数料は、督促狀一通について十圓とする。

(滞納處分)

第二十條 督促を受けた者が督促狀の指定期限までに徵收金を完納しない場合又は繰上徵收のための納期限變更告知書を受けた者が、これに定められた納期限までに税金又は納入金を完納しない場合においては、徵稅吏員は督促狀の指定期限後六十日目までに、又は納期限變更告知書に定められた納期限後直ちに滞納處分に着手しなければならぬ。但し、特別の事情があるときはこの限りでない。

(異議申立の手續)

第二十一條 縣稅に關し法の規定による異議の申立をしようとする者は、違法又は錯誤があると認める要点及び理由、異議申立人の職業、住所及び年令を記載し、これに署名、捺印した申立書及び證據書類を知事に提出しなければならぬ。

第二章 普通 稅

第一節 入 場 稅

(入場稅の納稅義務者等)

第二十二條 入場稅は、法第七十五條第二項から第四項までに規定する第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の施設の利用に對し、入場料金又は利用料金を課稅標準として、その入場者又は利用者に課する。

(入場稅のみならず課稅等)

第二十三條 第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の施設の利用について、入場料又は利用料の定がある場合において、その全部又は一部を支拂わないで入場し又は利用したときは、公務又は業務による場合その他特別の事情により知事が認めた場合を除く外、その入場料金又は利用料金の全額を支拂つたものとみなして、入場稅を課する。

2 第一種若しくは第二種の場所における催物(映畫、演劇、演藝、演奏、觀物、競馬、競輪、展覽會その他これらに類するものをいひ、法第七十八條に規定する催しを含む。以下同様とする。)の主催者若しくはこれらの場所の經營者又は第三種の施設の經營者若しくはその施設を借受けた者その他何等の名稱をもつてするを問はずこれらの者とみなすべき者(以下「主催者等」といふ。)が第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の施設の利用について、入場料又は利用料の定を設けず、且つ、入場料金又は利用料金を徵收しないで入場させ又は利用させた場合においては、主催者等を入場者又は利用者とし、催物の經費、第三種の施設の借受料金その他これらの場所へ入場させ又はこれらの施設を利用させるために要した經費を入場料金

00098

又は利用料金とみなして、入場税を課する。但し、一般不特定の者を入場させ又は利用させる場合その他これらに類する場合であつて知事の承認を受けたものについては、この限りでない。

3 前項但書の規定の適用を受けようとする主催者等は、第一種若しくは第二種の場所における催物を主催し若しくはこれらの場所における経営を開始し、又は第三種の施設の経営を開始し若しくは第三種の施設を借り受けようとする日前五日までに、左に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 主催者等の住所及び氏名又は名稱
- 二 開催場所、経営場所、経営施設又は借り受けた施設の所在地並びにこれらの名稱
- 三 開催又は施設の目的
- 四 催物又は施設の種別
- 五 開催場所、経営場所、経営施設又は借り受けた施設の構造及び設備の概要
- 六 開催期間、経営期間又は施設の借り受け期間
- 七 催物の経費又は施設の借受料の見込額
- 八 入場者又は利用者の範囲及人員(見込)
- 九 前各號に掲げるものの外、知事において必要がある認め事項

4 主催者等と場所又は施設の経営者と異なる場合における前項の申請書には、第一種若しくは第二種の場所又は第三種の施設の経営者の連署を必要とする。

(入場税の税率)

第二十四條 入場税の税率は、百分の百とする。但し、第二種の場所へ入場する者、もつぱら交響樂、器樂、聲樂等の純音樂を研究發表する會場に鑑賞のために入場する者又は學生、生徒若しくは當該競技をすることを業としない者が行う運動競技の觀覽のため、競技場へ入場する者から料金を徴収する場合においては、百分の四十とする。

(入場税の課税免除)

第二十五條 左の各號の一に該當する場合において、知事の承認を受けたときは、入場税を課さない。

- 一 法第七十八條に該當するとき。
- 二 教育のため、義務教育に係る生徒又は兒童が學校の代表者又はその指定する者に引率されて第一種又は第二種の場所への入場について一人一回の入場料十圓以下のとき。

2 前項の規定の適用を受けようとする場合においては、當該催し主催者又は経営者において、入場の日前七日までに左に掲げる事項を記載した申請書を知事に

00099

提出しなければならない。

第一號に該當するもの

- 一 主催者等の住所及び氏名又は名稱
- 二 開催場所又は経営場所の所在地及びその名稱
- 三 催しの種類
- 四 開催期間又は経営期間
- 五 等級別の入場料
- 六 催しに参加又は關係する者の住所氏名
- 七 前各號に掲げるものの外、知事において必要がある認め事項

第二號に該當するもの

(入場税の徴收の方法)

第二十六條 入場税の徴收については特別徴收の方法による。但し、第二十三條第二項本文の規定に該當する場合その他特別の必要があつて、知事が指定する場合においては、申告納付の方法による。

(入場税の特別徴收義務者)

第二十七條 入場税の特別徴收義務者は入場料金又は利用料金を徴收すべき者とする。

2 前項の特別徴收義務者は、當該場所又は施設における入場又は利用に對する入場税を徴收しなければならない。

3 第一項第一號に係る申請書には、その催しの收支計畫及び純益の使途の明細書を添付しなければならない。

第二號に該當するもの

- 一 主催等の住所及び氏名又は名稱
- 二 開催場所又は経営場所の所在地及びその名稱
- 三 催しの種類及び内容の概説
- 四 開催期間は経営期間
- 五 等級別の入場料
- 六 入場者の範囲及び人員(見込)
- 七 前各號に掲げるものの外、知事において必要がある認め事項

(入場税の申告納入)

第二十八條 入場税の特別徴收義務者は、第三十二條の規定によつて入場券若しくは利用券を交付し、又は第三十六條の規定によつて領收證を交付する際に入場税を徴收しなければならない。

2 入場税の特別徴收義務者は、毎月五日までに前月一日から同月末日までの期間において、徴收すべき入場税について、別記様式第十四號による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。但し、その催物若しくは施設の利用を終了し、又は場所若しくは施設の経営を廢止した

00100

場合においては、その終了し、又は廢止した日から三日以内に終了し又は廢止した日までにおいて徴収すべき入場税についてこれを申告納入しなければならぬ。

3 第二十九條の規定によつて豫納した納入金額は、前項の規定によつて申告納入するときの納入金額に充當する。

4 知事は、第二項の期間及び申告納入すべき納期限について、必要であると認められた場合においては、同項の規定にかかわらず別にその期間及び納期限を指定することができる。

(臨時の催物に係る入場税の豫納金)

第二十九條 主催者等は、臨時に場所を設けて催物を行う場合においては、第三十一條の規定によつて特別徴収義務者としての登録の申請をすると同時に、その徴収すべき入場税の全部又は一部を納付書によつて豫納しなければならぬ。但し、特別の事情がある場合に於て、主催者等が豫納金に相當する擔保物件を提供し、又は課税地を管轄する縣稅事務所等管内に居住する者の内から二人以上の保證人を立てて、知事の承認を受けたときはこの限りでない。

2 前項の規定によつて豫納させる入場税額は收容人員、開催豫定期間等によつて知事、算定した額とする。

(臨時の催物に係る入場税の納入金に関する特例)

第三十條 第一種の場所の所有者が、その場所における催物に係る入場税を徴収すべき義務を負わない場合において、當該場所における催物が臨時に行われ、且つその催物に係る入場税の特別徴収義務者が、その納入すべき納入金を納期限までに納入しなかつたときは、その所有者に對し、特別徴収義務者が納入すべき納入金に相當する金額の支拂を請求する。

2 前項の規定による請求は、別記様式第十五號による納入金納入請求書によつて、その發付の日から十日以内において納期限を定めて、これを行う。

(入場税の特別徴収義務者としての登録)

第三十一條 第二十七條の規定によつて入場税の特別徴収義務者として指定されるべき者は、第一種若しくは第二種の場所における催物を主催し、これらの場所における經營を開始し、又は第三種の施設の經營を開始しようとするとき又は施設を借り受けようとする日前七日までに、法第八十九條の規定による當該場所又は施設ごとの特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならぬ。登録をした事項に變更を生じた場合においては、その變更を生じた日から五日以内に

00101

その變更事項を届け出なければならぬ。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において、提出すべき申請書(以下本節中「登録申請書」という。)には左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特別徴収義務者(第一種の場所に係るものについては、當該場所の所有者及び特別徴収義務者)の住所及び氏名又は名稱

二 開催場所又は經營場所若しくは經營施設又は借り受けた施設の所在地及び名稱

三 催物又は施設の種別

四 種類及び等級別の入場料金又は利用料金

五 開催場所又は經營場所若しくは經營施設又は借り受けた施設の構造、入場定員その他設備の概要

六 開催期間、經營期間又は借受期間

七 前各號に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

3 法第八十九條第二項の規定によつて交付する證票のひな型は、別記様式第十六號による。

4 この條例施行の際、従前の規定により、入場税の特別徴収義務者として指定されているものは、この條例施行の日から十五日以内に第一項の規定による登録を申請しなければならぬ。

(入場券又は利用券の交付の義務等)

第三十二條 主催等は、第二十三條第一項に規定する公務又は業務に因り入場する場合、同條第二項に規定する場合及び第三十六條に規定する場合を除く外、第一種若しくは第二種の場所への入場又は第三種の施設の利用に對し、その入場又は利用前に、入場券又は利用券を發行し、これを入場者又は利用者に交付しなければならない。

(縣は作成する用紙による入場券又は利用券等)

第三十三條 主催者等が前條の規定によつて發行すべき入場券又は利用券は第三十四條に規定する場合を除く外、法第八十四條第一項の規定によつて縣が作成する別記様式第十七號による用紙をもつて發行しなければならない。

2 主催者等が前項の入場券又は利用券の交付を受けようとするときは、別記様式第十八號による申請書を毎月二十五日(臨時に第一種若しくは第二種の場所における催物を主催し、又は第三種の施設の經營を開始し若しくは施設を借り受けようとするときは第三十一條の登録を申請するとき)までに知事に提出しなければならない。

(縣が作成する用紙によらない入場券又は利用券を使

が
者

00102

用する場合)

第三十四條 主催者等は前賣券によつて入場させ又は利用させる場合及び指定席券によつて入場させる場合、その他特別の事情がある場合において、知事の承認を受けたときは、縣が作成する用紙によらないで入場券又は利用券を發行することができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、あらかじめ別記様式第十九號による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項の規定によつて、縣が作成する用紙によらないで、入場券又は利用券を發行する主催者等は、當該入場券又は利用券にあらかじめその一枚ごとに別記様式第二十號のひな型による検査済證印を受けなければならない。

4 主催者等は、入場者又は利用者が第一種若しくは第二種の場所へ入場し又は第三種の施設を利用する際、入場券又は利用券の呈示を求め、その一半を切り取つて他の一半を當該入場者又は利用者へ返さなければならない。

(使用残の入場券又は利用券の返納)

第三十五條 主催者等は、第二十八條第二項但書の規定による申告納入をするときは、使用残の入場券又は利

用券併せて返納しなければならない。

(入場税に係る領收證交付の義務等)

第三十六條 第一種若しくは第二種の場所へ指揮者の引率によつて団体入場する場合は、第三十三條及び第三十四條の規定による入場券に代え、縣が發行する別記様式第二十一號による領收證を用いることができる。

2 まあじやん場、たまつき場その他これらに類する施設(舞踏場その他これらに類する施設を除く。)の利用に對する入場税の特別徴收義務者はその利用者に對し、入場税を受け取つた際に、縣が發行する別記様式第二十二號による領收證を交付しなければならない。

(入場者等の切り取つた入場券等の一半の保存義務)

第三十七條 法第八十四條第三項又は第三十四條第四項の規定によつて、主催者等から入場券又は利用券の一半を返された入場者又は利用者は、その入場又は利用中は、當該入場券又は利用券の一半を保持し、徴税吏員の検査があつた場合においては、これを呈示しなければならない。

(入場税の特別徴收義務者の帳簿記載及び保存の義務)

第三十八條 入場税の特別徴收義務者は、帳簿を備え毎日左に掲げる事項を催物又は施設の種類別に帳簿に記載しなければならない。

00103

一 金の等級別の入場者又は利用者~~の~~數及び入場料金又は利用料金の總額

二 縣が作成する用紙による入場券、利用券若しくは領收證、縣が作成する用紙によらない検印済入場券若しくは利用券の種類ごとにその受入數交付數及び殘數

三 入場税額

2 前項の帳簿は、その記載日の屬する年の翌年から起算して五年保存しなければならない。

(入場券又は利用券の切取等の義務違反に關する罪) 第三十九條 左の各號の一に該當する者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

一 第三十四條第三項の規定に違反して入場券又は利用券に検査済證印を受けないでこれを交付した者

二 第三十四條第四項の規定に違反して、切り取るべき入場券の一半若しくは利用券の一半を切り取らず又は他の一半を入場者若しくは利用者へ返さなかつた者

三 前條の規定に違反して帳簿に記載すべき事項について記載をせず、又は虚偽の記載をした者

四 第三十六條の規定に違反して領收證を交付しなかつた者若しくは縣が作成した用紙によらない領收證

を交付した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、それぞれ當該各項の罰金刑を科する。

(入場税の申告納付等)

第四十條 第二十六條但書の規定によつて入場税を申告納付すべき納税者は、開催期間、經營期間又は施設の借受期間中における課税標準額及び入場税額について當該期間を経過した日から三日以内に別記様式第二十三號による申告書を知事に提出し、及びその申告した税金を納付書によつて納付しなければならない。但し、知事において必要があると認められた場合においては、別に課税標準額の算定期間及び納期を指定することができる。

(入場税に係る更正、決定等に關する通知及び納期限)

第四十一條 法第九十四條の規定による入場税に係る更正若しくは決定又は法第九十七條第四項の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額並びに法第九十八條第四項の規定による重加算金額の決定の通知は別記様式第二十四號の通知書によつてする。

續

遊興飲食税

2 知事は、前項の規定による通知を發する場合においては、その日から三十日を経過した日を納期限としなければならぬ。

(入場税に係る不足税額等の納付手續)

第四十二條 入場税の特別徴收義務者又は納税者は、前條の通知書を受理した場合においては、不足税額、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金をそれぞれ納付書によつて納付しなければならぬ。

(遊興飲食税の納税義務者等)

第四十三條 遊興飲食税は、料理店、貸席、カフェー、バー、喫茶店、旅館その他これらに類する場所における遊興、飲食及び宿泊に對し、その料金を課税標準として、その際興飲食及び宿泊をした者に課する。

(遊興飲食税のみならず課税)

第四十四條 前條の場所以外の場所において飲食する場合において、その飲食物が料理店、仕出屋、旅館等から供給を受けるものであるときは、その飲食は同條の場所における飲食とみなして、これに對し、遊興飲食税を課する。

(遊興飲食税の税率)

第四十五條 遊興飲食税の税率は左の各號に掲げる遊興飲食税の宿泊に對し、それぞれ當該各號に定めるものとする。

とする。

一 藝者その他これに類する者の花代 百分の百
二 料理店、貸席、カフェー、バー、旅館その他客席で婦女が客を接待する場所における遊興又は飲食の料金(前號の花代及び第三號の宿泊の料金を除く) 百分の四十
三 宿泊、仕出料理及び前號の飲食以外の飲食の料金 百分の二十

(遊興飲食税の徴收の方法)

第四十六條 遊興飲食税の徴收については、特別徴收の方法による。

(遊興飲食税の特別徴收義務者)

第四十七條 遊興飲食税の特別徴收義務者は、第四十三條の場所の經營者又は藝者その他これに類する者(これらの紹介を業とする者があるときはその者、以下同じ)とする。

2 前項の特別徴收義務者は、當該場所における遊興、飲食及び宿泊に對する遊興飲食税を徴收しなければならぬ。

(遊興飲食税の申告納入)

第四十八條 遊興飲食税の特別徴收義務者は、毎月五日までに前月一日から同月末日までの期間において徴收

00105

すべき遊興飲食税について別記様式第二十五號による納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。但し、第四十三條の場所の經營又は藝者その他これに類する者がその業を廢止した場合においては、その廢止した日から三日以内に、廢止した日までに徴收すべき遊興飲食税についてこれを申告納入しなければならない。

2 知事は、前項の期間及び申告納入すべき納期限について必要があると認められた場合においては、同項の規定にかかわらず、別にその期間及び納期限を指定することができる。

(遊興飲食税の特別徴收義務者としての登録)

第四十九條 第四十七條の規定によつて遊興飲食税の特別徴收義務者として指定されるべき者は第四十三條の場所の經營又は藝者その他これに類する者がその業を開始しようとする日前七日までに法第二十條の規定による特別徴收義務者としての登録を知事に申請しなければならぬ。登録した事項に變更を生じた場合においては、その日から五日以内にその變更事項を届け出なければならぬ。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書(以下本節中「登録申請書」という)に

は左に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別徴收義務者の住所及び氏名又は名稱
- 二 經營場所の種類、名稱及び所在地
- 三 従業者の種類及び人員
- 四 料金の種別及び金額
- 五 經營場所の構造その他設備の概要
- 六 開始年月日
- 七 前各號に掲げるものの外、知事において必要があると認める事項

3 法第二十條第二項の規定によつて交付する證票のひな型は別記様式第二十六號による。

4 この條例施行の際従前の規定によつて遊興飲食税の特別徴收義務者として指定されてゐる者はこの條例施行の日から十五日以内に第一項の規定による登録を知事に申請しなければならない。

(遊興飲食税の領收證交付の義務)

第五十條 遊興飲食税の特別徴收義務者は遊興飲食及び宿泊をする者から遊興飲食税を受け取つた際に縣が作成する用紙をもつて別記様式第二十七號による領收證を發行し、これをその者に交付しなければならない。但し、知事の承認を受けた場合においては、縣が作成する用紙によらないで領收證を發行し、又はその發行

條

間

を省略することができる。

2 前項但書の承認を受けようとする者は、別記様式第二十八號による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第一項但書前段の規定によつて縣が作成する用紙によらないで領收證を發行する者は當該領收證に一連の番號を附け、且つ、あらかじめ、その一枚ごとに別記様式第二十九號のひな型による検査済證印を受けなければならない。

(領收證寫の保存義務)

第五十一條 遊興飲食税の特別徴收義務者は、前條の規定による領收證の寫をその領收證を交付した日の屬する年から二年保存しなければならない。但し、知事の承認を受けた場合においては、この限りでない。

(義務)

第五十二條 遊興飲食税の特別徴收義務者は、帳簿を備え毎日左に掲げる事項を一回又は一泊の遊興飲食又は宿泊ごとに帳簿に記載しなければならない。

- 一 遊興飲食又は宿泊の年月日
- 二 遊興飲食又は宿泊した者の住所氏名又は數
- 三 遊興飲食又は宿泊の料金(税率の適用區分によつて區分した金額)

- 四 遊興、飲食又は宿泊の料金の領收年月日
- 五 經營者の販賣した飲食物の品名、數量、價格及び販賣年月日並びにその買受人の住所、氏名又は名稱
- 六 藝者その他これに類する者の氏名、出先の場所及び花代の金額
- 七 遊興飲食税額

2 知事において必要があると認める場合においては、前項各號に掲げるものの外その買入れた飲食物の材料の品名、數量、價格、買入年月日賣渡人の住所及び氏名又は名稱その他必要な事項を記載させることができる。

3 第一項の帳簿はその記載の屬する年の翌年から起算して五年保存しなければならない。

(遊興飲食税に係る帳簿記載等の義務違反等に関する罪)

第五十三條 前條の規定に違反して帳簿に記載すべき事項について記載をせず又は虚偽の記載をした者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に處する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する。

する。その法人又は人に對し同項の懲罰を科する。

(遊興飲食税に係る更正、決定等に關する通知及び納期限)

第五十四條 法第二百二十四條第四項の規定による遊興飲食税に係る更正若しくは決定又は法第二百二十七條第四項の規定による過少申告加算金額及び不申告加算金額並びに法第二百二十八條第四項の規定による重加算金額の決定の通知は別記様式第二十四號の通知書によつてする。

2 知事は前項の規定による通知を發する場合においては、その日から三十日を経過した日を納期限としなければならない。

(遊興飲食税に係る不足税額等の納付手續)

第五十五條 遊興飲食税の特別徴收義務者は前條の通知書を受理した場合においては、不足税額、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

第三節 自動車税

(自動車税の納税義務者等)

第五十六條 自動車税は、自動車に對し、その所有者(所有者が法第四十六條の規定によつて自動車税を課することができないものである場合においては、その使

用者)に課する。

(自動車税の税率)

第五十七條 自動車税の税率は、左の各號に掲げる自動車に對し、一台について、それぞれ當該各號に定める額とする。

一 普通自動車

乗用車

乗用車 年額 五千圓

營業用 年額 一万圓

トラック及びバス年額 一万圓

靈柩車 年額 五千圓

二 特殊自動車

けん引車 年額 六千圓

被けん引車 年額 四千圓

三 小型自動車

四輪車

自家用乗用車 年額 四千五百圓

その他 年額 三千圓

三輪車(側車付二輪車を含む)

二輪車 年額 二千圓

輕自動車 年額 千圓

四 輕自動車 年額 五百圓

一万

金

00108

(自動車税の賦課期日)

第五十八條 自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

(自動車税の納期)

第五十九條 自動車税の納期は、左の通りとする。

第一期 四月二十日から同月三十日まで

第二期 十月二十日から同月三十一日まで

2 賦課期日後に納税義務が発生したものに係る納期は、徴税令書に定めるところによる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告)

第六十條 自動車税の納税義務者は、自動車税を課せられる事實が発生し、又は消滅した場合においては、その発生し、又は消滅した日から七日以内に、左に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また同様とする。

一 納税義務者(所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、當該使用者及び所有者)の住所及び氏名又は名稱

二 自動車の種類及び用途

三 定置場

四 車輛番號又はこれに類する番號

五 納税義務の発生、消滅又は異動の年月日及びその

事由

(自動車税に係る不申告に関する過料)

第六十一條 自動車税の納税義務者が前條の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し、三万圓以下の過料を過す。

2 前項の過料の額は、情狀に因り、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限は、發付の日から十日以内とする。

(自動車税の課税免除及び減免)

第六十二條 左の各號の一に該當する自動車に對しては自動車税を課さない。

一 商品であつて使用しない自動車

二 消防専用自動車及び救急専用自動車

2 知事は公益のため直接専用するものと認める自動車に對しては當該納税者の申請によつて、自動車税を減免することができる。

3 前項の規定によつて、自動車税の減免を受けようとする者は、定期に賦課するものにあつては、納期限前七日までに、その他のものにあつては事由の發生の都度、左に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出

00109

しなればならない、

一 年度、期別及び税額

二 第六十條第一號から第四號までに掲げる事項

三 減免を受けようとする事由

4 第二項の規定によつて自動車税の減免を受けた者は、その事由が止んだ場合においては、直ちにその旨を知事に申告しなければならない。

(自動車税の納税義務完了の證書)

第六十三條 自動車税の納税者が、自動車税の納付を完了した場合においては、別記様式第二十號のひな型による證書を當該納税率に交付する。

2 法第四十六條の規定によつて自動車税を課せられない者及び前條の規定によつて自動車税を免除された者に對しては、別記様式第三十一號のひな型による證書を交付する。

3 前二項の證書の交付を受けた者は、これを自動車の前部の窓ガラス又は前部の窓ガラスのない場合においては、車体の前部の見やすい箇所に附けて置かなければならぬ。

4 前項の證書を附けて置かなければならない期間は、その證書の交付を受けた日から、次の證書を交付を受ける日までとする。

(自動車税の納税義務完了の證書を附けて置かなかつた者に對する過料)

第六十四條 前條第一項の證書の交付を受けた者が同條第三項の規定に違反した場合においては、その者に對し、三万圓以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情狀に因り、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定する納期限は、その發付の日から十日以内とする。

第四節 鑛 區 税

(鑛區税の納税義務者等)

第六十五條 鑛區税は、鑛區又は砂鑛區に對し、その面積又は延長を課税標準として、その鑛業權者又は砂鑛權者に課する。

(鑛區税の税率)

第六十六條 鑛區税の税率は、左の各號に掲げる鑛區について、それぞれ當該各號に定める額とする。

- 一 試掘鑛區 面積千坪ごとに 年額 三十圓
- 二 採掘鑛區 面積千坪ごとに 年額 六十圓
- 三 砂鑛區
 - 河床 延長一町ごとに 年額 三十圓
 - 河床でないもの 面積千坪ごとに

00110

2 前項の場合において、千坪未満又は一町未満の端數は千坪又は一町とみなす。

(鑛區稅の賦課期日)

第六十七條 鑛區稅の賦課期日は、十一月一日とする。

(鑛區稅の納期)

第六十八條 鑛區稅の納期は、十一月二十日から同月三十日までとする。

2 賦課期日後に納稅義務が発生したものに係る納期は、徵稅令書に定めるところによる。

(鑛區稅の賦課徵收に關する申告の義務)

第六十九條 鑛區稅の納稅義務者は、鑛區稅を課せられる事實が発生し、又は消滅した場合においては、その發生し、又は消滅した日から七日以内に左に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とする。

一 納稅義務者の住所及び氏名又は名稱

二 鑛區又は砂鑛區の所在地、種類、鑛種名、登録番號、存續期間並びに面積又は延長

三 縣内の主たる事務所又は事業所(主たる事務所又は事業所を有しないときは、縣内において納稅の便宜を有する場所)の所在地及び名稱

宜を有する場所)の所在地及び名稱

四 納稅義務の發生、消滅又は異動の年月日及び事由(鑛區稅に係る不申告に關する過料)

第七十條 鑛區稅の納稅義務者が前條の規定によつて、申告すべき事項について、正當な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し、三万圓以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情狀に因り知事が定める。

3 第一項の過料を徵收する場合において發する納額告知書に指定する納期限は、その發付の日から十日以内とする。

第五節 漁業權稅

(漁業權稅の納稅義務者等)

第七十一條 漁業權稅は、漁業權(共同漁業權及び入漁權を除く)に對し、賃貸料を課稅標準として、その漁業權者に課する。

2 前項の場合において賃貸料の定がないときは、類似の漁場の品位及び狀況に比準して、知事が定める評定賃貸料を課稅標準とする。

(漁業權稅の稅率)

第七十二條 漁業權稅の稅率は百分の十とする。

(漁業權稅の賦課期日)

00111

第七十三條 漁業權稅の賦課期日は四月二十日とする。

(漁業權稅の納期)

第七十四條 漁業權稅の納期は、四月二十日から同月三十日までとする。

2 賦課期日後に納稅義務が発生したものに係る納期は、徵稅令書に定めるところによる。

(漁業權稅の賦課徵收に關する申告の義務)

第七十五條 漁業權稅の納稅義務者は、漁業權稅を課せられる事實が発生した場合又は消滅した場合においては、その發生し又は消滅した日から七日以内に左に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。その申告をした事項に異動を生じた場合においてもまた同様である。

一 納稅義務者の住所及び氏名又は名稱

二 漁場の所在地

三 漁業及び漁業權の名稱並びにその種類

四 免許坪數

五 賃貸料又は賃貸料の定がない場合においては類似の漁場における賃貸料

六 免許期間及び免許番號

七 縣内の主たる事務所又は事業所(主たる事務所又は事業所を有しないときは、縣内において納稅の便宜を有する場所)の所在地及び名稱

宜を有する場所)の所在地及びその名稱

八 納稅義務の發生、消滅又は異動の年月日並びにその理由

九 前各號に掲げるもの外、知事において必要があると認める事項

(漁業權稅に係る不申告に關する過料)

第七十六條 漁業權稅の納稅義務者が前條の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し、三万圓以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情狀により知事が定める。

3 第一項の過料を徵收する場合において發する納額告知書に指定する納期限は、その發付の日から十日以内とする。

(漁業權稅に關する経過措置)

第七十七條 この條例施行の際、現に存する専用漁業權で舊漁業法(明治四十三年法律第五十四號)に基くものは第七十一條第一項の規定の適用については、共同漁業權とみなす。

第六節 狩獵者稅

(狩獵者稅の納稅義務者等)

第七十八條 狩獵者稅は狩獵の免許を受ける者に對し課

する。

(狩獵者税の税率)

第七十九條 狩獵者税の税率は三千六百圓とする。

(狩獵者税の賦課期日)

第八十條 狩獵者税の賦課期日は狩獵の免許を受けた日とする。

(狩獵者税の徴收方法)

第八十一條 狩獵者税の徴收については、普通徴收の方法による。

(狩獵者税の納期)

第八十二條 狩獵者税の納期は左の通りとする。

第一期 十一月二十日から同月三十日まで

第二期 二月二十日から同月末日まで

2 第一期の納期開始後に、納税義務が発生したものに係る納期は徴税令書に定めるところによる。

(狩獵者税の賦課徴收に関する申告の義務)

第八十三條 狩獵の免許を受けた者はその免許を受けた日から七日以内に左に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 納税義務者の住所及び氏名

二 狩獵免許の種類、免許番號及びその免許を受けた年月日

(狩獵者税に係る不申告に関する過料)

第八十四條 狩獵者税の納税義務者が前條の規定によつて申告すべき事項について正當な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情狀に因り知事が定める。

3 第一項の過料を徴收する場合において發する納額告知書に指定する納期限はその發付の日から十日以内とする。

第三章 昭和二十五年及び昭初二十六年に於

いて課する事業税及び特別所得税

第一節 事業税

(事業税の納税義務者等)

第八十五條 事業税は、法人の行う事業並びに法第七百四十一條に規定する個人が行う第一種事業及び第二種事業に對し、法人については各事業年度の所得又は清算所得を、個人については、昭和二十五年に於ては、昭和二十四年中、昭和二十六年に於ては昭和二十五年中における所得をそれぞれ課税標準としてその事業を行う者に課する。

2 前項の個人が昭和二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで、又は昭和二十六年一月一日から同年

十二月三十一日までに事業を廢止した場合においては當該個人に對し、前項の所得を課税標準とするもの外、それぞれ同年一月一日から事業廢止の日までの所得を課税標準として事業税を課する。

3 法人でない社團又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものについては、本節中法人に關する規定を準用する。

(事業税の課税標準の特例)

第八十六條 前條の規定にかかわらず、法第七百四十九條の規定による電氣供給業、ガス供給業及び運送業に對する事業税の課税標準は、法人の行うものにあつては各事業年度の収入金額及び清算所得、個人が行うものにあつては、昭和二十五年に於ては昭和二十四年中又は昭和二十五年一月一日から事業廢止の日までの、昭和二十六年に於ては昭和二十五年中又は昭和二十六年一月一日から事業廢止の日までの間に於いて収入すべき金額とする。

2 法人が行う電氣供給業及びガス供給業に對する事業税のうち、昭和二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間の日の屬する事業年度分については、前項の規定にかかわらず、その課税標準は、當該事業年度開始の日から同年八月三十一日までの間において收

入すべき金額を昭和二十六年一月一日から當該事業年度終了の日までの間において収入すべき金額の合計額とする。

(同族會社の行爲否認)

第八十七條 同族會社の行爲又は計算でこれを容認した場合においては事業税の負擔を不當に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行爲又は計算にかかわらず、知事の認めるところにより、課税標準を計算する。

2 前項の同族會社とは、法人税法(昭和二十二年法律第二十八號)第七條の二に該當する會社をいう。

(法人の固定資産の償却)

第八十八條 法人の固定資産の減價償却額の計算は法人税の例による。

法人の事業税の課税標準たるべき所得金額を計算する場合における法人の固定資産及び償却に關しては法人税の例による。

(事業税の税率)

第八十九條 事業税の税率は、左の各號に掲げる事業に對し、それぞれ當該各號に掲げるものとする。

一 法人(特別法人を除く。)の行う事業及び個人の行う第一種事業 百分の十二

00114

二 特別法人の行う事業及び個人が行う第二種事業 百分の八

三 第八十六條の電気供給業、ガス供給業及び運送業 百分の一、六

但し、昭和二十五年八月三十一日までに法人の行う電気供給業及びガス供給業は百分の二、四とする。

(事業税の免税点)

第九十條 個人が行う事業にして、その所得金額が二万五千圓に満たない場合においては、事業税を課さない。

(事業税の納期)

第九十一條 個人が行う事業に對する事業税の納期は、左の通りとする。但し、昭和二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの又は昭和二十六年一月一日から同年十二月三十一日までの間において事業を廢止した場合における事業に對する事業税の納期は、徵稅令書に定めるところによる。

第一期 八月二十日から同月三十一日まで

第二期 十一月二十日から同月三十日まで

2 昭和二十五年分限り、前項の規定中「八月二十日から同月三十一日まで」及び「十一月二十日から同月三十日まで」とあるのは、それぞれ「十月二十日から同月三十一日まで」及び「十二月二十日から同月三十一日まで」とする。

十一日まで」と読み替えるものとする。

3 法人の行う事業に對する事業税の納期は、徵稅令書に定めるところによる。

(事業税の賦課徴收に關する個人の申告義務)

第九十二條 事業税について納稅義務がある個人は、昭和二十五年分にあつては九月十日、昭和二十六年分にあつては一月三十一日までに(第八十五條第二項の場合においては事業廢止後一ヶ月以内に)事業に關する收支を計算した所得金額の明細書を添付し、事業の種類及び種目、前年中(第八十五條第二項の場合においては前年度一月一日から事業廢止の時までの間。以下同様とする。)に有していた事務所又は事業所の名稱及びその所在地並びに所得金額を知事に申告しなければならない。第九十條の規定に該當する者もまた同様とする。

2 第八十六條第一項の規定による個人の事業についての前項の規定の適用については、同項中「收支を計算した所得金額の明細書」とあるのは「収入金額の明細書」と並びに所得金額」とあるのは「並びに収入金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(事業税の賦課徴收に關する法人の申告義務)

第九十三條 事業税の納稅義務がある法人は、左の各號

清 00115

明 計

にける所得に關し、當該各號に定まる期間内に財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は精算若しくは合併に關する計算書を添付し、事業の種類及び種目、當該事業年度中(清算所得に關するものにあつては、合併又は解散の日)に有していた事務所又は事業所の名稱及びその所在地並びに所得金額を知事に申告しなければならない。

一 各事業年度の所得については、毎事業年度決算確定の日又は清算着手の日から三十日以内

二 解散した場合の清算所得については、残余財産が確定した時から、その分配までの間、但し残余財産を數回に分けて分配する場合においては、その分配すべき残余確定の都度。

三 合併した場合の清算所得については、合併の日から三十日以内

2 前項第一號の場合において事業年度終了の日から二月以内に決算が確定しないときは、事業年度終了の日から二月以内に概算による當該事業年度の所得金額を申告し、當該事業年度の決算の確定した日から二十日以内に確定した決算に基く所得金額を申告するものとする。

3 前項に規定する期限が昭和二十五年一月一日から八

月三十一日までの間に係る場合においては、同項各號に掲げる期限は、昭和二十五年九月十日とする。

4 第八十六條第一項の規定による法人の事業についての第一項の規定の適用については、同項本文中「所得」とあるのは「収入金額又は清算所得」と「財産目録、貸借対照表及び損益計算書」とあるのは、「収入金額の明細書」と「所得金額」とあるのは、「収入金額又は清算所得金額」と、第二項中「所得金額」とあるのは「収入金額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(二)以上の都道府縣において事務所又は事業所を設けて事業を行う場合の届出)

第九十四條 二以上の都道府縣において事務所又は事業所を設けて事業を行う者は、第九十二條第一項又は前條第一項の規定による申告をするとともに、左に掲げる事項を、法人にあつては當該事業年度中(清算所得に關するものにあつては合併又は解散の日)に個人にあつては前年中に有していた事務所又は事業所ごとに區分して知事に届け出なければならない。

一 物品販賣業 賣上金額及び經費(經費のうち仕入品、原料品の代價その他これに類するものを除く。以下同様とする。)

二 銀行業 収入金額(利益又は利息の配當及び有價

00116

清

證券の利子収入については各期末現在の預金額から割引手形及び貸付金の額を差引いたものにあん分したるもの及び経費

三 無盡業 給付契約現在高及び経費

四 信託業 信託報酬及び経費

五 保険業 収入保険料及び経費

六 金銭貸付業及び物品貸付業、収入金額

七 製造業、電気供給業、自動車道事業、運河業、さん橋業、船舶ていけい場業及び貨物陸揚業、固定資産の価格及び経費

八 不動産買買業 賣買益金及び経費

九 その他の事業 収入金額及び経費

2 數種の事業を兼ねるものにあつては、事務所又は事業所ごとの事業別に前各號に定める事項を記載しなければならぬ。

3 収入金額又は経費等で各事務所又は事業所に共通するものは、これを除外して記載しなければならぬ。

4 第一項各號の事業について、法令によつて、事業税を課することのできない部分に相當する金額は、これを區分して記載しなければならぬ。

5 法人の精算所得に關するものについては、合併又は解散の日における資産価格を記載しなければならぬ。

(二)以上の都道府縣において事務所又は事業所を設けて行ふ事業に對する事業税に關し知事がする課税標準額の通知)

第九十五條 二以上の都道府縣において事務所又は事業所を設けて事業を行ふ者に課する事業税について、知事が課税標準となるべき所得金額の總額を決定した場合においては、直ちにこれを納税義務者に通知しなければならぬ。

(二)以上の都道府縣において事務所又は事業所を設けて行ふ事業に對する事業税に關する課税標準の届出)

第九十六條 二以上の都道府縣において事務所又は事業所を設けて事業を行ふ者で、縣内に主たる事務所又は事業所を有しない者は、主たる事務所又は事業所又在地の都道府縣知事から所得金額の總額の決定通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に、各都道府縣ごとの事務所又は事業所について、左の各號に掲げる事項を知事に提出しなければならぬ。

一 事業の種類

二 法人にあつては當該事業年度中(清算所得に關するものにあつては合併又は解散の日)に個人にあつ

00117

は前年中に有していた事務所又は事業所の名稱及びその所在地

三 法人にあつては事業年度(清算所得に關するものにあつては合併又は解散の日)個人にあつては年別區分

四 所得金額の總額、その決定年月日及びその決定をした都道府縣知事名

五 第九十四條第一項各號に掲げる事項(規定の準用)

第九十七條 第九十二條から前條までの規定は、第八十六條第一項の規定による事業税に準用する。

(事業税に係る不申告等に關する過料)

第九十八條 事業税の納税義務者が、第九十二條から第九十四條まで及び第九十六條の規定によつて申告又は届出すべき事項について正當な事由がなくて申告又は届出をしなかつた場合においては、その者に對し、三万圓以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情狀により知事が定める。
3 第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限は、發付の日から十日以内とする。

第二節 特別所得税

(特別所得税の納税義務者等)
第九十九條 特別所得税は、法第七百七十六條に規定する個人の行ふ第一種業務及び第二種業務に對し、昭和二十五年年度にあつては、昭和二十四年中、昭和二十六年年度にあつては昭和二十五年中における所得を課税標準としてその業務を行ふ者に課する。

2 前項の個人は、昭和二十五年一月一日から同年十二月三十一日までには昭和二十六年一月一日から同年十二月三十一日までには業務を廢止した場合においては、當該個人に對し前項の所得を課税標準とするもの外、それぞれ同年一月一日から事業廢止の日までの所得を課税標準として特別所得税を課する。

(特別所得税の税率)

第一百條 特別所得税の税率は、第一種業務に對するものについては百分の六、第二種業務に對するものについては百分の八とする。

(特別所得税の免稅点)

第一百一條 所得金額が二万五千圓に満たない場合においては、特別所得税を課さぬ。

第一百二條 特別所得税の納期は、左のとおりとする。但し、昭和二十五年一月一日から同年十二月三十一日まで

でに業務を廢止した場合における特別所得税の納期は、徵税令書に定めるところによる。

第一期 八月二十日から同月三十一日まで

第二期 十一月二十日から同月三十日まで

2 昭和二十五年分限り、前項の規定中「八月二十日から同月三十一日まで」及び「十一月二十日から同月三十日まで」とあるのは、それぞれ「十月二十日から同月三十一日まで」及び「十二月二十日から同月三十一日まで」と読み替えるものとする。

(特別所得税の賦課徴収に關する申告義務)

第三百三條 特別所得税について納税義務がある者は、昭和二十五年分にあつては九月十日、昭和二十六年分にあつては一月三十一日まで(第九十九條第二項の場合においては、業務廢止後一ヶ月以内に)業務に關する收支を計算した所得金額の明細書を添付し、業務の種類、前年中(第九十九條第二項の場合においては前年度一月一日から業務廢止の時までの間、以下同様とする。)に有していた業務所又は事務所の名稱及びその所在地並びに所得金額を知事に申告しなければならぬ。第一百一條の規定に該當する者もまた同様とする。

(一)以上の都道府縣において業務所又は事務所を設け

て業務を行う場合の届出)

第四百四條 二以上の都道府縣において業務所又は事務所を設けて業務を行う者は、前條の申告をするともに収入金額及び経費の總額を前年中に有した業務所又は事務所ごとに區分して知事に届け出なければならぬ。

2 數種の業務を兼ねるものにあつては、業務所又は事務所ごとの業種別に記載しなければならぬ。

3 収入金額又は経費等で各業務所又は事務所共通するものは、これを除外して記載しなければならない。

4 第九十九條の業務について、法令の規定によつて、特別所得税を課することのできない部分に相當する金額は、これを區分して記載しなければならない。

(二)以上の都道府縣において業務所又は事務所を設けて行う業務に對する特別所得税に關し知事がする課税標準額の通知)

第五百五條 二以上の都道府縣において業務所又は事務所を設けて業務を行う者に課する特別所得税について、知事が課税標準となるべき所得金額の總額を決定した場合においては、直ちにこれを納税義務者に通知しなければならない。

(二)以上の都道府縣において業務所又は事務所を設け

て行く業務に對する特別所得税に關する課標準の届出)

第六百六條 二以上の都道府縣において業務所又は事務所を設けて業務を行う者で、縣内に主たる業務所又は事務所を有しない者は、主たる業務所又は事務所所在地の都道府縣知事から所得金額の總額の決定通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十四日以内に各都道府縣ごとの業務所又は事務所について、左の各號に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

一 業務の種類

二 前年中に有した業務所又は事務所の名稱及びその所在地

三 年別區分

四 所得金額の總額、その決定の年月日及びその決定をした都道府縣知事名

五 第四百四條に掲げる事項

(特別所得税に係る不申告等に關する過料)

第七百七條 特別所得税の納税義務者が第三百三條、第四百四條及び前條の規定によつて申告又は届出すべき事項に

ついで、正當な事由がなくて申告又は届出をしなかつた場合においては、その者に對し、三万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、その情狀により知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において發する納額告知書に指定すべき納期限は、發付の日から十日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この條例は、公布の日から施行し、この條例中に特別の定がある場合を除く外、入場税及遊興飲食税については、昭和二十五年九月一日から、その他の縣税については、昭和二十五年分からそれぞれ適用する。(條例の廢止)

2 鳥取縣稅賦課徵收條例(昭和二十二年鳥取縣條例第二十號)鳥取縣縣民稅賦課徵收條例(昭和二十一年鳥取縣條例第十六號)鳥取縣入場税、酒消費税及び遊興飲食稅賦課徵收條例(昭和二十三年鳥取縣條例第四十

00120

四號)鳥取縣稅目的稅都市計畫稅賦課率條例(昭和十九年鳥取縣條例第二號)及び鳥取縣稅納期限變更條例(昭和二十五年三月鳥取縣條例第十四號)は廢止する。

(納期の特例)

3 昭和二十五年年度分限り、第五十九條の規定中「四月二十日から同月三十日まで」及び「十月二十日から同月三十一日まで」とあるのは「九月二十日から同月三十日まで」及び「十一月二十日から同月三十日まで」と、第七十四條の規定中「四月二十日から同月三十日まで」とあるのは、「十月二十日から同月三十一日まで」と読み替えるものとする。

(昭和二十四年度分以前の縣稅の取扱)

4 舊條例の規定によつて課し、又は課すべきであつた縣稅(法人の行う事業に對する事業稅にあつては、昭和二十五年一月一日の屬する事業年度の直前の事業年度以前の分、入場稅、鑛產稅、電氣ガス稅、木材引取稅、遊興飲食稅及び入場稅にあつては、昭和二十五年

八月三十一日以前の分(特別徴收に係る電氣ガス稅にあつては、同日以前に收納した料金に係る分)については、第二項の規定にかかわらず、なお舊條例の規定の例による。

但し、賦課がこの條例施行後になされるときは徴收方法は本條例中の普通徴收にかかる稅の例による。

(舊條例に基く諸用紙の使用)

5 縣の作成した入場稅領收證及び遊興飲食稅領收證その他の用紙は、この條例の規定にかかわらず當分の間なお従前の規定による様式のものを使用することができる。

2012

様式第一號

納付書		領收通知書(正本)		縣稅		領收證書	
松江	鳥取縣	松江	鳥取縣	松江	鳥取縣	松江	鳥取縣
支金庫	支金庫	支金庫	支金庫	支金庫	支金庫	支金庫	支金庫
大字	大字	大字	大字	大字	大字	大字	大字
町	町	町	町	町	町	町	町
市	市	市	市	市	市	市	市
郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡	郡
住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所
(納人)	(納人)	(納人)	(納人)	(納人)	(納人)	(納人)	(納人)
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
口	口	口	口	口	口	口	口
松	松	松	松	松	松	松	松
江	江	江	江	江	江	江	江
番	番	番	番	番	番	番	番
號	號	號	號	號	號	號	號
税	額	税	額	税	額	税	額
不	加	不	加	不	加	不	加
算	算	算	算	算	算	算	算
告	告	告	告	告	告	告	告
稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅
重	重	重	重	重	重	重	重
加	加	加	加	加	加	加	加
算	算	算	算	算	算	算	算
金	金	金	金	金	金	金	金
滯	滯	滯	滯	滯	滯	滯	滯
加	加	加	加	加	加	加	加
算	算	算	算	算	算	算	算
金	金	金	金	金	金	金	金
延	延	延	延	延	延	延	延
滞	滞	滞	滞	滞	滞	滞	滞
金	金	金	金	金	金	金	金
手	手	手	手	手	手	手	手
數	數	數	數	數	數	數	數
計	計	計	計	計	計	計	計
過	過	過	過	過	過	過	過
少	少	少	少	少	少	少	少
申	申	申	申	申	申	申	申
告	告	告	告	告	告	告	告
加	加	加	加	加	加	加	加
算	算	算	算	算	算	算	算
金	金	金	金	金	金	金	金
計	計	計	計	計	計	計	計
納	納	納	納	納	納	納	納
期	期	期	期	期	期	期	期
限	限	限	限	限	限	限	限
和	和	和	和	和	和	和	和
年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日
限	限	限	限	限	限	限	限
納	納	納	納	納	納	納	納
付	付	付	付	付	付	付	付
す	す	す	す	す	す	す	す
べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ	べ
き	き	き	き	き	き	き	き
場	場	場	場	場	場	場	場
所	所	所	所	所	所	所	所
鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥	鳥
取	取	取	取	取	取	取	取
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
何	何	何	何	何	何	何	何
金	金	金	金	金	金	金	金
庫	庫	庫	庫	庫	庫	庫	庫
に	に	に	に	に	に	に	に
納	納	納	納	納	納	納	納
付	付	付	付	付	付	付	付
又	又	又	又	又	又	又	又
は	は	は	は	は	は	は	は
納	納	納	納	納	納	納	納
入	入	入	入	入	入	入	入
す	す	す	す	す	す	す	す
る	る	る	る	る	る	る	る
と	と	と	と	と	と	と	と
き	き	き	き	き	き	き	き
は	は	は	は	は	は	は	は
は	は	は	は	は	は	は	は
領	領	領	領	領	領	領	領
收	收	收	收	收	收	收	收
濟	濟	濟	濟	濟	濟	濟	濟
に	に	に	に	に	に	に	に
つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ	つ
き	き	き	き	き	き	き	き
通	通	通	通	通	通	通	通
知	知	知	知	知	知	知	知
致	致	致	致	致	致	致	致
し	し	し	し	し	し	し	し
ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
す	す	す	す	す	す	す	す
上	上	上	上	上	上	上	上
記	記	記	記	記	記	記	記
の	の	の	の	の	の	の	の
通	通	通	通	通	通	通	通
知	知	知	知	知	知	知	知
致	致	致	致	致	致	致	致
し	し	し	し	し	し	し	し
ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
す	す	す	す	す	す	す	す
上	上	上	上	上	上	上	上
記	記	記	記	記	記	記	記
の	の	の	の	の	の	の	の
通	通	通	通	通	通	通	通
知	知	知	知	知	知	知	知
致	致	致	致	致	致	致	致
し	し	し	し	し	し	し	し
ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま	ま
す	す	す	す	す	す	す	す
領	領	領	領	領	領	領	領
收	收	收	收	收	收	收	收
日	日	日	日	日	日	日	日
附	附	附	附	附	附	附	附
印	印	印	印	印	印	印	印

第 一 號	入場税 (利用料金) 領收證	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
利用年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
施設の種類			
施設標準 (料 率)	円		
入場税			
合計額			
上記金額領収致しました			
昭和 年 月 日			
総務者氏名 又は名称			
鳥 取 縣			

様式第二十一號

第 一 號	入場税 (団体入場) 領收證	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
入場年月日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
入場税			
入場人員			
一人当り	円		
税込料金			
合計額			
上記金額領収致しました			
昭和 年 月 日			
総務者氏名 又は名称			
鳥 取 縣			

様式第二十一號

備考 (1) 何々欄には郡市名を差す文字を入れる



様式第二十號

入場税特別票券使用承認申請	種物又は施設の類	場所又は施設の名称及び所在地	特別票券使用期	鳥取縣知事 氏 名 殿
縣が作成する用紙によることのできない事由				
右縣條例第三十四條の規定によりて當所において作成する票券發行の承認方を申請致します				
昭和 年 月 日				
特別徴収義務者 氏 名 殿				

様式第十九號

昭和 年 月分 入場税納付申告書

申告納付期限 月 日

鳥取縣知事 氏 名 殿	納付場所	
	主権者又は經營者の住所氏名又は名稱	①
	場所又は施設の所有者の住所氏名	

催物又は設備	種類	
	期間	
	場所	

(イ) 催物の諸経費	経費の種類	金額	種別	金額
(ロ) 施設借受料	種別	金額	種別	金額

昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
納期限	納付日	納期限の翌日から	納期限の日数
		(イ) 納期日	(ロ) 納期日
納期限後に申告納付する場 合延滞金の計算		(イ) 延滞率	(ロ) 延滞率
		(イ) × 4/10000 × (ロ) = 圓	

算出課税標準額 (イ)+(ロ)+(ウ)の額	算出税額 (イ) × (ロ)	豫納済税額 昭和年月日	差引申告納税額 (イ)-(ロ)
合計納付額 (イ)+(ロ)			

様式第二十五號

昭和 年 月分遊興飲食税納入申告書

申告納入期限 翌月 5日

鳥取縣知事 氏 名 殿	特 別 徴 收 者	登録番號	屋 號
納 入 場 所	金庫	住 所	
設備の 種 類		氏 名 又 は 名 稱	
		營 業 場 所	

區 分	遊興飲食 宿泊の人員	遊興飲食 宿泊の料金	税 率	徴 收 税 額
(1) 藝者その他これに類する者			100 100	円
(2) 料理店貸席カフェー其他これらに類する場所旅館における遊興飲食料			40 100	円
(3)	普通宿泊料		20 100	円
	仕出料理			
	その他の飲食料			
合 計			(4)	円

納期限後に申告	納 期 限	年 月 日	納期限の翌日から納付の日までの日數 (5)	日
納付される場合の	納 付 日	年 月 日		
延滞金の計算	延 滞 金	$\times \frac{4}{10000} \times (5) = (6)$		
合 計 納 付 額 (4)+(6)				円

備 考	料金領收證書発行枚數			
	領收書番號第	號から第	號まで	枚 (割)
	領收書番號第	號から第	號まで	枚 (割)

様式第二十四號

税 更 正 (決 定) 通 知 書

第 號	(納 人)
昭和 年度	住 所 郡(市) 町(村)大字
月 分	氏 名

課 税 標 準	更正(決定)額	
	既申告(更正決定)額	
	増 減 額	
	同上の不足税額	
	過少申告加算金	決定(更正)額
	不申告加算金	決定(更正)額
	重 加 算 金	決定(更正)額

縣稅條例第 條の規定によつて上記のとおり更正(決定)したから
通知する

昭和 年 月 日

鳥取縣知事 氏 名 印

この更正に基く不足税額過少申告加算金等については昭和 年 月 日限り最寄の縣金庫へ納付して下さい
又この更正(決定)額に不服がある場合は、この通知を受けた日から30日以内に異議の申立をすることができます

00140

第三號

鳥取縣職員退職手當支給條例中改正の件

昭和二十四年八月鳥取縣條例第五十六號鳥取縣職員退職手當支給條例の一部を次のように改正する。

昭和二十五年八月三十日提出

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣職員退職手當支給條例中改正條例

第七條第一項に「但し、國又は他の都道府縣の行つた定數若しくは組織の改廢又は豫算の減少等により廢職又は過員を生じたため退職した者が、引き続き新に職員として採用された場合において、國又は他の都道府縣における勤續期間を通算するかどうかは、その都度、知事が定める。」を加える。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

00141

規 則

鳥取縣規則第七十二號

鳥取縣稅條例(昭和二十五年九月鳥取縣條例第五十一號)に基き鳥取縣稅條例施行規則を次のように定める。

昭和二十五年九月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅條例施行規則

【用語】

第一條 この規則において、左の各號に掲げる用語の意義は、當該各號に定めるところによる。

- 一 條例 昭和二十五年九月鳥取縣條例第五十一號鳥取縣稅條例をいう。

二 事務所長 縣稅事務所長及び地方事務所長をいう。

三 關係吏員 徵稅吏員である出納員をいう。
【權限の委任】

第二條 地方稅法(昭和二十五年法律第二二六號)並びに條例の規定による縣稅並びに縣稅に附隨する稅外收入の賦課徵收に關する知事の權限は、左に掲げるものを除くほかこれを事務所長に委任する。

一 地方稅法の規定により行われる異議の申立に對する決定

二 條例第二十五條第一項第二號の規定による入場稅の課稅免除の承認

三 條例第六十二條第二項の規定による自動車稅の減免

四 條例第七十一條第二項の規定による漁業

00142

權稅の課稅標準となる評定賃貸料の決定
【賦課徵收に關する帳簿】

第三條 事務所長は縣稅の賦課徵收につき必要な帳簿を備え、絶えずこれを整備しなければならぬ。

2 前項の帳簿及びその様式は左の通りとする

- 縣稅台帳 様式第一號
- 調定稟議簿 様式第二號
- 縣稅徵收合計簿 様式第三號
- 縣稅徵收簿 様式第四號
- 過誤納額整理簿 様式第五號

3 前項各號の帳簿は、便宜により數冊に分け又は數種を合冊し、或は必要に應じ補助簿を設けることができる。

【事業稅等調査簿の備付】

第四條 事務所長は事業稅及び特別所得稅の課稅標準調査のため、別記様式第六號又は別記様式第七號による調査簿を備えなければならぬ。

【課稅地移轉に伴う引繼】

第五條 事務所長はその區域内の縣稅にして、條例第七條の規定による課稅地が他の事務所長の管轄區域に轉じたときは、別記様式第八號による引繼者に縣稅台帳を添え、關係事務所長にこれを引繼がなければならぬ。

2 前項の引繼を受けた事務所長は、引繼をした事務所長に引受通知をしなければならぬ。

【特別徵收に係る諸用紙の受拂等に關する手續】

第六條 事務所長は縣の作成した用紙による入

00143

場券又は利用券の受拂並びに縣が作成する用紙によらない入場券又は利用券の發行狀況を明らかにするために別記様式第九號による入場稅證紙受拂簿別記様式第十號による入場稅證紙業者使用簿及び別記様式第十一號による入場券(利用券を含む)檢印捺簿を備え出入納又は檢印捺の都度これを整理しなければならぬ。

2 事務所長は入場稅及び遊興飲食稅に係る領收證の交付狀況及び縣が作成する用紙によらない遊興飲食稅の領收證の承認狀況を明らかにするために別記様式第十二號により入場稅(遊興飲食稅)領收證受拂簿及び別記様式第十三號による遊興飲食稅檢印捺なつ簿を備え、出納又は檢印捺なつの都度これを整理しなければならない。

【入場稅を課さない招待券等の承認に伴う手續】

第七條 事務所長は條例第二十一條第一項の規定によつて入場稅を課さない招待券等を承認したときは別記様式第十四號による招待券整理簿を備えこれを記載しなければならない。

【特別徵收義務者の登録手續】

第八條 條例第三十一條及び第四十九條の規定による登録申請書を受理した事務所長は別記様式第十五號による入場稅特別徵收義務者登録簿及び遊興飲食稅特別徵收義務者登録簿を備え、これが登録並びに證票の受拂を記載しなければならない。

【徵收金又は納入金を郵便振替貯金の方法で拂込む場合の手續】

第九條 條例第八條第二項の規定により徵收金

又は納入金を郵便振替貯金の方法によつて拂込む場合は、その拂込むべき縣稅事務所又は地方事務所の所在地の縣金庫又は支金庫の口座に拂込まなければならぬ。

【納期限延長に關する手續】

第十條 事務所長は條例第十六條の規定による納期限延長の申請を受理したときは、すみやかにその認否を決定し、これを本人に通知しなければならない。

【滞納整理票の調製】

第十一條 事務所長は條例第十八條の規定により督促狀を發したときは別記様式第十六號により滞納整理票を調製しなければならない。但し、條例第八條條第三項の規定により徵稅令書の納期限又は申告納付若しくは申告納入すべき納期限後前項の督促狀發付までに關係

吏員が徵收金又は納入金を領收したときも滞納整理票を調製し、整理しなければならない

【現金領收の手續】

第十二條 關係吏員は、徵收金又は納入金を領收したときは別記様式第十七號による領收證書を交付しなければならない。

【滞納整理上の手續】

第十三條 事務所長は、關係吏員をして滞納整理をさせようとするときは、その吏員に第一條の規定による滞納整理票を交付しなければならない。

2 滞納整理をした關係吏員は、滞納整理票にそのてん末を記入し別記様式第十八號による復命書を添え主任出納員を経て事務所長にこれを返還しなければならない。

【現金の領收並びに拂込手續】

第十四條 事務所長は、關係吏員に現金を領收

させようとするときは、主任出納員をして別

記様式第十九號による領收證書用紙及び徵收現金引繼簿に綴り番號及び引渡枚數を記載し領收證書用紙を交付せしめなければならない

2 關係吏員が現金を領收したときは、領收

證書用紙及び徵收現金引繼簿に使用枚數及び現金引繼額を記載し、別記様式第二十號による延滞金(延滞加算金)計算書、前條第二項の規定による滞納整理票及び復命書を添え主任出納員に引繼がなければならぬ。

3 主任出納員は、前項の現金引繼を受けた

ときは、別記様式第二十一號による現金拂込稟議簿にこれを記載し、鳥取縣會計規則第二十三條の規定による納付書により現金

を縣金庫に拂込まなければならない。

【滞納處分のための書類の様式】

第十五條 縣稅徵收のため滞納處分執行に關する書類の様式は左の各號に定めるところによる。

- 一 差押調書 様式第二十二號
- 二 債權差押通知書 様式第二十三號
- 三 債權及び所有權以外の財産權差押通知書 様式第二十四號
- 四 公賣公告 様式第二十五號
- 五 滞納處分終了後滞納者に交付する計算書 様式第二十六號

【差押物件の取扱】

第十六條 財産の差押をした關係吏員は、その差押をした動産及び有價證券を直ちに引揚げなければならない。但し、滞納者又は第三者

00146

に、保管させることができる。

2 前項但書の規定による場合は、別記様式第二十七號による封印を貼付し、又はその封印を貼付することのできない物件には、適當の方法で差押物件であることを明白に表示しなければならない。

【財産差押後納付又は納入があつたときの取扱】

第十七條 事務所長は、納税者又は特別徴收義務者の財産を差押した後、その徴收金又は納入金を完納したときは、差押を解除しなければならぬ。この場合において、前條第三項の規定により、封印又は表示をしたものについては、これを除去し、差押えた物件はこれを還付し、差押通知書を發したのものには解除を通知しなければならない。

【加入保證金又は契約保證金の決定】

第十八條 差押をした財産の入札又は競賣に對する加入保證金又は契約保證金は、買受希望人各自の公賣財産見積價格の百分の五以上の額とし、事務所長がその都度これを定める。但し、事務所長においてその必要を認めないときは、これを徴しないことができる。

【徴收の引継手續】

第十九條 事務所長は差押をなすべき財産が、他の事務所の管轄區域にあるときは、別記様式第二十八號により縣稅徴收引継書をもつて關係事務所長にこれを引継がなければならない。

2 前項の引継を受けた事務所長は、二十日以内に調定額及び滯納額の調定及び引受通知をなし、引継をした事務所長は、引受通

00147

知により調定額及び滯納額を減額しなければならない。

【徴收の囑託】

第二十條 事務所長は、滯納者の住所居所又は財産が縣外にあるためその徴收の囑託をしようとするときは、別記様式第二十九號によりその所在地の都道府縣知事又はその委任を受けた吏員に對してこれをしなければならぬ。

2 事務所長は、前項の規定により徴收の囑託をしたときは別記様式第三十號による縣稅徴收囑託簿を備え、これを整理しなければならない。

【徴收の受託】

第二十一條 事務所長は、他の都道府縣知事又はその委任を受けた吏員から稅金その他の徴

收の囑託を受けたときは、別記様式第三十一號による徴收受託簿に記載し、これを整理しなければならない。

【所在不明者の調査】

第二十二條 事務所長は、所在不明となつた納稅義務者があるときは、別記様式第三十二號による所在不明者名簿を備え、これに記載しおき毎年二回以上調査しなければならない。

【過料を科したときの報告】

第二十三條 事務所長は、條例第十五條、第十六條、第六十四條、第七十條、第七十六條、第九十八條及び第百七條の規定により過料を科したときは、直ちにその事實を知事に報告しなければならない。

(犯則取締に關する書類の様式)

第二十四條 地方稅法第六十六條、第百七條、

第三百三十九條、第七百七十四條、第二百五條、第七百七十二條及び第八百三條の規定によつて、國稅犯則取締法の規定を準用する場合における犯則事件に關する書類の様式は左の各號に定めるところによる。

- 一 犯則事件調査てん末書 様式第三十三號
- 二 差押(領置)目錄 様式第三十四號
- 三 差押又は領置物件の封印紙 様式第三十五號
- 四 保管證 様式第三十六號
- 五 犯則事件引繼書 様式第三十六號
- 六 犯則事件報告書 様式第三十八號
- 七 通告書 様式第三十九號
- 八 通知書 様式第四十號
- 九 差押物件保管通知書 様式第四十一號

【犯則者通告處分台帳等の整備】

第二十五條 事務所長は、別記様式第四十二號による犯則者通告處分台帳及び別記様式第四十三號による犯則者處分猶豫台帳を備え、これをその都度整理しなければならない。

【異議申立の進達】

第二十六條 事務所長は、地方稅法第八十三條、第九十九條、第三百一十一條、第三百三十四條、第三百五十四條、第三百五十九條、第三百六十四條、第三百六十七條、第七百七十三條、第七百八十七條、第七百九十七條、第二百條、第二百十七條、第二百二十二條、第二百二十七條、第二百三十條、第二百四十三條、第二百五十三條、第七百五十四條、第七百五十九條、第七百六十四條、第七百六十七條、第七百八十五條、第七百九十條、第七百九十五條及び第七百九十八條の規定による異議申立を受けたときは、直

ちにその事實を調査して、意見を附して知事に進達しなければならない。

附 則

【施行期日】

- 1 この規則は、公布の日から施行し、入場税及び遊興飲食税については、昭和二十五年九月一日から、その他の縣稅については、昭和二十五年分からそれぞれ適用する。

【規則の廢止】

- 2 鳥取縣稅賦課徵收條例等施行規則(昭和二十二年七月鳥取縣規則第十三號)は廢止する。

(入場、遊興税徴収簿) 一

番 號		登録年月日		種 目		電 話		住 所		氏 名							
		登録番 號		名稱又は屋號		番 號											
月 分	申告税額	納 期 限		納入月日	納入税額	納入月日	納入延滞金	督促状發付月日		更正決定税額	決定通知月	納入月日	納入税額	納入月日	納入延滞金	督促状發付月日	處 分 經 過
		延納期限	長納期限					指定納付月日	差引不足税額								

(入場税、遊興飲食税徴収簿) 二

番 號		登録年月日		種 目		電 話		住 所		氏 名															
		登録番 號		名稱又は番號		番 號																			
月 分	法第127条第1項の 過 少 申告額	納 入		法第127条第2項第1號の 納 入			法第127条第2項第2號の 納 入			法第127条第2項第3號の 納 入			法第127条第2項第4號の 納 入			法 第 1 2 8 條 の 納 入			決定 通知 月日	督促状 發付 月日	摘 要				
		金額	月日	申告額	加算金額	金額	月日	更正 不足額	加算金額	金額	月日	不申告 決定額	加算金額	金額	月日	更正 決定額	加算金額	金額				月日	基本額	重加算金	金額

(入場税臨時分)

番 號	登録番號	開催期日	場 所	種 類	特別徴収義務者 納税管理人	申告税額	納期限 延長 延納期限	納入月日	納入税額	納入月日	納入延滞金	督促状發付月日 指定納付月日	更正決定税額 差引不足税額	決定通知月日 納期限	納入月日	納入税額	納入月日	納入延滞金	督促状發付月日 指定納付月日	處 分 經 過

所 長	總務課長	主務課長	會計係	徴收係	課税係						
徴收簿番號	債主住所		氏 名								
科 目	年度	期(月)別	徴收總額	更正額	差引誤納額	過誤納額 發生の事由	充 當				
							科目	納期限 及び納期	金額	充當後の 未納額	充 當 年月日
								期			昭 和 年 月 日
								期			年 月 日
								期			日
過誤納額	加算日數	算出額	切捨額	還付加算額	還 付						
	自 月 日 至 月 日 日間				現 金	昭和	年	月	日		
					歳出金支拂 通知書	第 昭和	號	年	月	日	
					縣金庫支拂 通知書	第 昭和	號	年	月	日	
還付(充當)通知		年 月 日		請求書受理	年 月 日						

様式第五號 過誤納額整理簿

00164

様式第八號 縣 稅 引 繼 書

稅 目	課稅標準	納稅義務發		納 稅 義 務 者	備 考
		生年月日	住 所		

右縣稅台帳を添え引繼します

昭和 年 月 日

縣稅(地方)事務所長

氏 名

印

縣稅(地方)事務所長 殿

00165

様式第九號

入 場 稅 證 紙 受 拂 簿

種類區分												
所長	課長	係長	主査	月 日	摘 要	番 號	受 數	受 拂 數	備 考	備 考	備 考	備 考

様式第十號

入 場 稅 證 紙 業 者 使 用 狀 況 簿

稅込料金	使用場所	主權者住所氏名	登錄番號	備 考
月 日	摘 要	番 號	交 付 數	受 領 印 使 用 數
				殘 數
				備 考

様式第十七號 現金領收證

第 號	課稅地	納 人		
計 金				
稅 目	稅	稅	稅	稅
	期(月)分	期(月)分	期(月)分	期(月)分
稅 額				
延 滯 金				
督促手數料				
延滯加算金				
過少申告金				
不加申告金				
重加算金				
計				

右金額領收しました

昭和 年 月 日

何縣稅(地方)事務所

縣出納員 事務吏員 氏 名 印

鳥取縣公報

號

外

昭和二十五年九月二日

(第三種郵便物認可)

八〇

様式第十八號

所 長	課 長	主任出納員	復 命 書	復 命 者 職 氏 名 印	先 張 出	概 況	稅 目	滯納枚數	現 金 領 收 額	物 件 差 押 額	欠 損 見 込 額	要 囑 託 見 込 額	所 在 不 明 見 込 額
									金 額 人 員 金	金 額 人 員 金	金 額 人 員 金	金 額 人 員 金	金 額 人 員 金
期 間	自 昭 和	年 年	月 月	日 日	日 間	同 上	金 額	圓	錢	枚			
至 昭 和	年 年	月 月	日 日	日 間	同 上	金 額	圓	錢	枚				
未 着 手	滯 納 枚 數												

備 考

- 1. 稅目は節に止めること
- 2. 欲損見込額及び囑託を要する見込額の状況その他未着手滯納額の理由處分執行状況等を記載すること
- 3. 歳入歳出外現金があるときは別記すること

鳥取縣公報

號

外

昭和二十五年九月二日

(第三種郵便物認可)

八一

00174

第二十一號様式

現金拂込稟議簿

所長	主任	課長	主査	出張員より引継年月日	縣金庫より拂込年月日	金額	備考

00175

様式第二十二號

差押調書

差押財産の表示	滞納者	住所
	氏名	

額金納滞	年度	期(月)	別納期限	税目	税額	地方税法による金額		督促手数料	延滞加算金		不申告加算金	重加算金	滞納處分費	督促期限	備考
						第1条に	第2条に		加算金	加算金					

右金額を徴収するため昭和 年 月 日 日本人(又は本人不在につき何某)立會の上前記の財産を差押えたるにより何處においてこの調書を作る

昭和 年 月 日

縣稅(地方)事務所

郡(市)町(村)大字 立會人

氏 氏 番地 名 名 印 印

注意 一、地方税法の改正により財産差押後においても税金完納の日まで一日につき税金百圓につき四錢宛延滞金及び延滞加算金を徴収されます。
備考 一、滞納者又はその他の立會人をして差押財産の保管をさせること又は立會人に本書の原本を交付したときは、保管又は受領の旨を本書の末尾に記載させ署名なつ印を徴して保管証又は受領証に代えることができる。

00176

様式第二十三號

債権差押通知書

債権者

住所(又は居所)
氏名

債務者

住所(又は居所)
氏名

差押債権の表示
目的金額、その他重要事項

額	金	納	滞	年度	期(月)	別	納期	限	目	税	額	延滞	手	督	延滞	過	不	重	滞	指	備	考	
				目	税	額	手	督	加	加	加	重	分	指	備	考							

右債権者の滞納金額を徴収するため前記の債権を差押えたから昭和 年 月 日までに本職に送付願ひます。この通知を受けた後債権者に對して支拂つてもその支拂は無効です。右通知します

住所 何 某 殿
昭和 年 月 日
縣稅(地方)事務所長 氏 名 印

00177

様式第二十四號

何々權差押通知書

差押財産の表示
名稱、數量

額	金	納	滞	年度	期(月)	別	納期	限	目	税	額	延滞	手	督	延滞	過	不	重	滞	指	備	考	
				目	税	額	手	督	加	加	加	重	分	指	備	考							

右貴殿の縣稅滞納金を徴収するため前記の財産を差押えたるにより通知する

住所 (權利者) 何 某 殿
昭和 年 月 日
縣稅(地方)事務所長 氏 名 印

様式第三十一號 縣稅徵收受託簿

所 課 係 主		長 長 長 查	
受託年月日		應 託 囑	
年 度		期(月)別	
稅 目		稅 額	
分 區	不 過 少 申 告 加 算 金	基 本 額	重 加 算 金
		該 項 當 額	
		第 三 條 第 一 項 減 額	
		第 二 條 第 一 項 減 額	
所 定 納 期		狀 促 督 限 期 定 指	
所 在 地		限 期 納 定 所	
不 在 地		金 滯 延	
所 在 年 度		金 算 加 滯 延	
所 在 年 度 末 及 以 前 月 末		料 數 手 促 督	
納 稅 者 名 氏		者 稅 納	
住 所		名 氏 所 住	
納 稅 者		の 理 處	
		末 頭	

様式第三十二號 所在不明者名簿

所 課 係 主		長 長 長 查	
年 度		期(月)別	
稅 目		稅 額	
分 區	不 過 少 申 告 加 算 金	基 本 額	重 加 算 金
		該 項 當 額	
		第 三 條 第 一 項 減 額	
		第 二 條 第 一 項 減 額	
所 定 納 期		狀 促 督 限 期 定 指	
所 在 地		限 期 納 定 所	
不 在 地		金 滯 延	
所 在 年 度		金 算 加 滯 延	
所 在 年 度 末 及 以 前 月 末		料 數 手 促 督	
納 稅 者 名 氏		者 稅 納	
住 所		名 氏 所 住	
納 稅 者		の 理 處	
		末 頭	